

施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項の追加について

1 政策的事項の意義

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号。以下「条例」という。）においては、文書を作成又は取得したときに、あらかじめ保存期間満了時の措置として「移管」か「廃棄」を定めておくこととしている。

そのため、全ての職員が同一の基準により判断ができるよう、「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」の別表「行政文書の作成、整理、保存及び保存期間満了時の措置の基準（以下「基準表」という。）」において、県の全ての事務及び事業について「保存期間満了時の措置」を定めている。

基準表は、事務及び事業の性質区分毎に整理されているため、「県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるもの」については、知事が個々に歴史公文書に該当するものとして指定し、廃棄しないようにしている。

このことにより、歴史資料として重要な文書を保存期間満了後に歴史公文書として移管・保存することが可能となっている。

このたび、新たに指定すべきと考えられる政策的事項について諮問する。

2 改正の概要

平成 30 年 2 月に関係所属に追加案件について意見を求めたところ、税務課から「天下一家の会（第一相互経済研究所及び関係法人）に対する滞納整理（裁判を含む。）関係業務」について追加申出があった。

申出理由は、「本県における最大の滞納事案であるとともに、ネズミ講は全国的な社会問題となり、本件を端緒として「無限連鎖講の防止に関する法律」が制定されたことを踏まえ、本件に係る一連の書類は、歴史公文書として保存する必要がある。」というものである。

「天下一家の会」の案件は、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるものであり、滞納整理関係に限らず関係文書を歴史公文書として保存することが適当である。

2 改正点

別添「熊本県行政文書の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項新旧対照表」のとおり

(参考条文)

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年条例第11号）

（定義）

第2条

- 5 この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年規則第25号）

（条例第2条第5項の知事が規則で定める基準）

第6条 条例第2条第5項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項（平成25年告示第447号） 改正前

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。

- 1 市町村合併に関する事項
- 2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
- 3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
- 4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
- 5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
- 6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
- 7 ハンセン病施策に関する事項
- 8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
- 9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進ちょく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）
- 10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策、平成22年宮崎県発生口蹄(てい)疫対策、平成26年発生鳥インフルエンザ対策及び平成28年発生鳥インフルエンザ対策に関する事項
- 11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項
- 12 平成28年熊本地震による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興に関する事項